

農地中間管理機構の役員体制について

【都道府県名】秋田県

【農地中間管理機構の名称】（公社）秋田県農業公社

役 職	氏 名	現(前・元)職名	経営に関し実践的な能力を有する者	追加役員○
理事長	三浦庄助	元秋田県農林水産部長		
専務理事	土田 篤	学識経験者		
理 事	出雲隆志	秋田県農林水産部次長		
理 事	児玉 一	秋田県市長会(鹿角市長)		
理 事	齋藤正寧	秋田県町村会会長(井川町長)		
理 事	木村一男	秋田県農業協同組合中央会会長	○	
理 事	佐藤清孝	鷹巣町農業協同組合代表理事組合長	○	
理 事	進藤勇太郎	秋田みなみ農業協同組合代表理事組合長	○	
理 事	岩井川光雄	前こまち農業協同組合代表理事組合長	○	
理 事	加藤義康	秋田県畜産農業協同組合代表理事組合長	○	
理 事	柴田輝男	秋田県酪農連盟会長	○	
理 事	小松和也	秋田県農業信用基金協会 専務理事		
理 事	東海林錦一	秋田県農業共済組合連合会筆頭理事	○	
理 事	高貝久遠	秋田県土地改良事業団体連合会会長		
理 事	志村統	公益社団法人秋田県獣医師会常務理事		
理 事	松橋彰雄	秋田県商工連合会 専務理事		○
理 事	大塚和浩	秋田県法人協会会長(有限会社大和農園代表取締役)	○	○
理 事	長岐和行	弁護士	○	
監 事	米森萬壽美	秋田県農業協同組合中央会副会長	○	
監 事	皆川知	秋田県農業会議事務局長		
監 事	堀井照重	公認会計士	○	

5 農用地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）

(1) 基本原則

公社は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

(2) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、

- ① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
- ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として公社に農地を貸し付ける場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

(3) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
- ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
- ③ ②の判断に当たっては、当該地域のプランの内容も考慮するものとする。

(4) (2)・(3) 以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合（3の募集に際してその旨明示した地域）

- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）
- ② ①の判断に当たっては、当該地域のプランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(5) (2)・(3) 以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合

- ① 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
- ② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- ③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(6) 貸付期間

公社の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

秋田県の業務委託先
(9月末現在)

- 17市町村
- 5地域農業再生協議会
- 農業公社(1町)
- 農業農村支援機構(1市1町)